

# 移動タンク貯蔵所の適正な手続きのお願い

- 1 移動タンク貯蔵所の常置場所※を変更するときは移転先の消防本部へ手続きが必要です。売買等で他都道府県より転入又は他都道府県に転出したときも同様です。 ※ 常置場所とは移動タンク貯蔵所の本拠となる駐車場所のことです。

## 【手続き例】

- ① A市からB市に常置場所変更  
→ B市を管轄する消防本部に申請
- ② 使用しなくなったので廃車  
→ 常置場所を管轄する消防本部に廃止手続き
- ③ 危険物以外の物品を貯蔵する  
→ 常置場所を管轄する消防本部に手続きの相談



- 2 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は、常置場所を管轄する消防本部に譲渡又は引渡の届出が必要です。

売買等を行ったときは、購入者に必ず伝えてください。

## 【届出が必要な売買例】

- ① オークション等での売買
- ② 仲介業者を介する売買
- ③ 中古車販売業者への売却

# 移動タンク貯蔵所の適正な管理のお願い



平成20年 首都高速道路  
で発生したローリー火災  
(写真提供：東京消防庁)

- ① 移送開始前のブレーキ周囲等の点検の徹底
- ② 移送中の休憩は安全な場所とし、なるべく車から離れない
- ③ 常置場所ではタンクを空にして施錠管理を徹底する

## 問合せ先

甲賀広域行政組合消防本部予防課 危険物指導係

TEL：0748-63-7932、FAX：0748-63-7940